

(省略) 様

軽井沢町監査委員 土屋 好生

軽井沢町職員措置請求について（通知）

令和 7 年 6 月 3 日付けで提出された軽井沢町職員措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）について、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による請求（以下「住民監査請求」という。）の要件を欠いているものと認められたため、同条第 5 項に規定する監査を実施しないこととしたので、通知します。

なお、依田功監査委員は、法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

記

住民監査請求の制度について、最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決は、「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であっても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。けだし、住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないからである。また、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の

違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解せられるところ、法242条の2第1項は、「普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、……裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次の各号に掲げる請求をすることができる。」と規定し、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであって、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解せられる。したがって、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」と判示している。

本件請求の対象となる行為又は行為を怠る事実及び求める措置については必ずしも明確でないが、軽井沢町職員措置請求書の記載から違法若しくは不当な財産の管理その他の法第242条第1項で定める行為又は怠る事実に該当しうるもの及び当該行為を是正する措置その他の同項で定める措置に該当しうるものを特定しようとする、請求の対象となる行為は、誤った軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計の令和5年度決算の決算書（以下「決算書」という。）を議会に提出したことであり、求める措置は、決算書の誤りを修正し、修正後の決算書を議会に提出することであると解さざるを得ない。

請求人は、令和7年2月4日付けで、不適切な会計処理による誤った決算書を作成したことを理由として、軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計の令和5年度決算の是正を求める住民監査請求（以下「前回請求」という。）を行い、前回請求は、令和7年3月31日付けで棄却されているところ、本件請求の対象となる行為は、前回請求の対象となる行為と実質的に同一である。

請求人は、事実証明書において複数の事項を「怠る事実」として指摘するが、いずれの指摘も決算書又は決算書を作成するための前提となる資料、規則等の誤りを主張するものであり、前回請求における主張と同様の主張を含む前回請求の対象となる行為を証するための主張であると認められる。

よって、本件請求は、同一住民による同一の行為を対象とした監査請求であるから、不適法である。